

23川監公第10号

平成23年12月12日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年4月11日付け23川監公第3号で公表した定期監査及び同日付23川監公第4号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市市長、川崎市教育委員会委員長、川崎市代表監査委員及び川崎市人事委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川欣起

同 奥宮京子

同 東正則

同 石川建二

23川総行革第251号
平成23年10月31日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年4月11日付け23川監報第2号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

1 使用料の徴収を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

電柱、駐車場等の用に供するため使用を許可している行政財産の使用料の徴収事務について、川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）に定める期限を超えて納期限を設定し、それに基づき納付させている事例があった。使用料の徴収を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正な事務執行を行うよう川崎市財産規則等の周知徹底を図りました。平成24年度分の使用許可等に関する事務を年度末から適切に実施します。

(環境局施設部施設課、同浮島処理センター、同堤根処理センター)

2 査定及び返戻手続の改善に向けて検討すべきもの

[指摘の要旨]

川崎病院及び井田病院における審査支払機関に対する診療報酬請求に係る査定率及び返戻率の著しい上昇について、対策の充実を図られたい。

また、経理手続については、診療報酬請求のうち査定又は返戻がされたものを翌年度の特別損失に計上しているが、査定率及び返戻率が高くなることに伴い、決算に与える影響も大きくなることから、より事業の実績を明瞭に表示するために、経理手続の見直しについても検討されたい。

[措置内容]

査定返戻に係る事務手続について、適正な診療報酬請求による査定返戻額の縮減のための取組を行います。

川崎病院では、保険委員会において診療内容に関する保険請求の是非などを議論するとともに、その検討内容について所属医師や看護師への周知徹底を図ります。また、医療事務の知識の向上のため、各種研修会への職員の積極的な参加を促し、診療報酬請求専門員を活用することにより効率的で適正な診療報酬請求を行います。更に、委託事業者と緊密に情報交換を行うとともに、医療事務の知識・技術の向上と単純なミスの減少に向けた指導をします。

井田病院においても、保険委員会において診療内容に関する保険請求の是非などを議論するとともに、医師、医事課の職員や委託業者等が一体となり、レセプト分析の強化、委託業者の指導・管理の徹底等の対策に取り組んでいます。

査定返戻に係る経理手続についても、査定返戻額の増減を勘案しながら、必要に応じて見直しの検討を行います。

今後も引き続き改善に向けた取組を進めます。

(病院局経営企画室、川崎病院事務局医事課、井田病院事務局医事課)

3 未収金の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

未収金の管理について、過年度分の未収金の中に、誤って調定したままとなっている事例、経過等を把握していない事例等があった。

未収金の管理を適正に行われたい。また、経過等を把握していない事例については、早急に詳細を把握した上で適切な対応を図られたい。

[措置内容]

誤って調定したままとなっている事例については、歳入担当者に確認した上で誤調定と認められるものは振替処理を行いました。

今後は、定期的に、未収金のデータについて誤調定が残っていないかどうかの確認をし、残っている場合は削除処理を行い、誤った未収金計上の防止を図ります。

また、川崎病院において経過などを把握していない事例については、関係職員へのヒアリングを含む調査の結果、事件の可能性が高いものと判断し、平成23年8月に川崎警察署に告訴状を提出いたしました。今後の対応については、現在、川崎警察署により捜査中ですので、捜査の終結後、その結果を踏まえて適切に対応します。

また、再発防止策につきましては、川崎市病院局会計管理事務改善委員会を設置し、検討結果を業務マニュアルにとりまとめ、各所属に周知・徹底を図りました。今後は適正な未収金の管理に努めます。

(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課、同医事課)

4 支出事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

支出事務についてみたところ、次のような事例があったので、適正に事務処理を行われたい。

(1) 予算執行伺、契約等の手続を事前に行っていなかったもの

[指摘の要旨]

歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされているが、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を行わせ、予算執行伺、契約書、請書等の日付を遡って事務処理を行っていた事例

[措置内容]

局内研修、局内通知、課内会議等によって、適切な予算執行及び契約事務について周知徹底を図りました。今後は適正な予算執行に努めます。

(総務局秘書部秘書課、総務部法制課、同庁舎管理課、同交流推進課、情報管理部行政情報課、同システム管理課、人事部人事課、同職員厚生課、人材育成センター人材育成課、危機管理室、環境局総務部庶務課、同環境調整課、地球環境推進室、環境対策部企画指導課、同環境対策課、同公害研究所、生活環境部減量推進課、同収集計画課、同川崎生活環境事業所、同中原生活環境事業所、宮前生活環境事業所、多摩生活環境事業所、施設部施設課、同処理計画課、同浮島処理センター、同橘処理センター)

(2) 一括発注とすべきところ分割発注していたもの

[指摘の要旨]

ア 定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約

依頼しなければならないとされているが、所管する部署での契約となるよう分割して起案していた事例

[措置内容]

局内研修、局内通知、課内会議等によって、物品等の在庫管理を徹底し、年間の調達計画をあらかじめ立てるなど、物品調達事務に関する注意事項について周知徹底を図りました。今後は適正な予算執行に努めます。

(総務局秘書部秘書課、市民情報室、総務部法制課、同庁舎管理課、同交流推進課、情報管理部行政情報課、同システム企画課、同システム管理課、人事部人事課、同労務課、同職員厚生課、人材育成センター人材育成課、危機管理室、東京事務所、環境局総務部庶務課、地球環境推進室、環境対策部企画指導課、同環境対策課、同交通環境対策課、同公害研究所、生活環境部減量推進課、同収集計画課、同廃棄物指導課、同南部生活環境事業所、同川崎生活環境事業所、同中原生活環境事業所、宮前生活環境事業所、多摩生活環境事業所、施設部浮島処理センター、同堤根処理センター、同橋処理センター、同王禅寺処理センター)

[指摘の要旨]

イ 川崎市病院局事務決裁規程(平成17年病院局規程第4号)第5条によると、物品の調達に係る専決事項の限度額が定められているが、物品の購入について一括発注とすべきところ、分割して起案することにより専決事項を変更していた事例

[措置内容]

川崎市病院局事務決裁規程第5条に定められた物品調達に係る専決事項の限度額について担当者に改めて確認をさせ、その上で、適正な専決事項に基づいた支出事務を行うよう改善し、今後も適正な事務の執行に努めます。

(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

5 補助金の交付事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

平成21年度の川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の交付事務について、次のような事例があったので、適正な事務処理を行われたい。

- (1) 補助金交付の対象としていない防災資器材に補助金を交付していた事例
- (2) 防災資器材購入額が交付された補助金の額を下回ったにもかかわらず、返戻処理を行っていなかった事例
- (3) 補助金交付決定を受けたものの年度内に防災資器材を購入していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、市自主防災組織連絡協議会総会において報告して周知を図るとともに、区地域振興課地域安全担当課長会議において、自主防災組織への指導について周知し、今後申請に当たっての注意事項等をまとめた資料を配布し、適正な申請が行われるよう徹底を図りました。

また、危機管理室においては、提出書類の確認を複数の職員で実施するなど、事務の執行体制を見直し、チェック体制を強化します。

更に、資器材を精査して災害発生時や訓練実施時に自主防災組織が必要となるものが対象となるように、また、補助金交付の時期を見直して従来の資器材購入前から原則として資器材購入後に変更するように、要綱を改正し、平成23年度の申請から改正要綱に基づく補助金の交付事務を行っているところです。

なお、上記(2)の返戻処理については、自主防災組織に対して、余剰となっている補助金の返還を求め、既に納入させました。

今後は、上記の取組を引き続き進め、このような事例の発生を未然に防止します。

(総務局危機管理室)

6 タクシーチケットの利用手続等を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

タクシーチケットに係る関係書類において、利用者名、利用日、乗車区間等を記入していなかった事例、受払簿の記載を誤っていた事例等があった。

タクシーチケットの適正な利用を図るための利用基準等を定めた川崎市病院局タクシーチケットの利用に関する要綱に従って、必要な手続等を行うとともに、内部チェック体制の充実を図られたい。

なお、事故防止の観点からチケットの交付枚数について制限を設けるなど、要綱の見直しも検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、利用者に対して申込書を交付する際、申込書及びタクシーチケットの利用手順・記入方法等を記載した案内等を併せて交付し、記入漏れのないよう注意喚起を行うこととしました。また、あらかじめ記入できる必要事項は記入しておくとともに、後日、使用済みチケットが担当者の手元に届いた際も記載漏れがないかをチェックし、記載漏れがあった場合は追記することとしました。

利用者氏名欄についても、利用者本人となるように上記の案内等により注意喚起を行うとともに、利用申込書を受理する際もチェックするように改めました。

井田病院においては、受払簿の誤記載の訂正及び残数確認を行い、タクシーチケットの現物と受払簿の照合を行うこととしました。

なお、チケットの交付枚数については、要綱の規定に基づき、チケットを利用しようとする職員に、そのつど必要枚数を交付することとしており、管理の徹底を引き続き行っていきます。

今後は適正な管理に努めます。

(病院局総務部庶務課、川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

7 たな卸資産の廃棄手続及び直購入品の受入手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎病院及び井田病院のたな卸資産及び直購入品の在庫管理を確認したところ、使用期限切れとなったたな卸資産について、川崎市病院局会計規程（平成17年病院局規程第36号）に基づく不用品の処分手続が行われておらず、また、残品の生じた直購入品について、同規程に基づくたな卸資産への受入手続が行われていなかった。

たな卸資産の廃棄手続及び直購入品の受入手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項のうち、使用期限切れ等によりたな卸資産の廃棄が必要となった場合の手続については、廃棄相当額をたな卸資産減耗費へ計上することで適正に行うこととします。

直購入品の受入手続について、川崎病院では、人員体制とシステム等の管理体制の面における病院の現状を踏まえ、まずは、材料費へ与える影響が大きい手術材料について改善を図ることとし、井田病院では、新病院開院に伴い、平成24年度中に、物流管理業務において多種多様な直購入品の在庫管理の状況を把握するためのシステム化の方向で改善を検討しています。

今後は適正な管理に努めます。

(病院局経営企画室、川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

8 委託業務の完了検査を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

井田病院の医用機器保守業務委託において、X線CT装置の定期点検について十分な完了検査が行われていなかった。

委託契約書、仕様書、点検報告書等の関係書類に基づき、委託業務の完了検査を適正に行われたい。

[措置内容]

X線CT装置の定期点検について一部不完全な履行があったため、委託料のうち実施しなかった分は、委託業者と協議の上で返還をさせました。

今後は、複数の職員で確認するようチェック体制を強化するなど、点検報告書等の確認を確実に行うことで、このような誤りを防止します。

(井田病院事務局庶務課)

9 毒劇物の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

毒劇物については、盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講ずることとされている。

しかしながら、これらの措置を行っていない事例があったので、毒劇物の保管管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項に関して公害研究所職員安全推進委員会で検討を行い、使用頻度の高い劇物は退庁前に薬品庫に保管すること、出納簿は様式を統一して、取扱担当者及び取扱責任者が使用数量をチェックし、確認印を捺印することとしました。

また、施錠による管理を行っていない毒劇物の薬品があることを把握しておらず出納簿にも記載していなかった事例については、現在において出納簿に記載するとともに施錠管理がなされており、改善しています。

薬品及び劇薬等の消耗品の出納管理については局内通知を行って周知徹底し、今後はこの通知に基づき適正に管理します。

(環境局環境対策部公害研究所、施設部浮島処理センター)

1 0 会計帳簿を適切に保存すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市病院局会計規程に定める会計帳簿等を確認したところ、固定資産台帳について川崎病院及び井田病院に備えられているものの、常に更新されており、年度ごとの固定資産台帳については保存されていなかった。

固定資産台帳は、決算における関係書類であることから、適切に保存されたい。

[措置内容]

各年度の固定資産台帳については、平成22年度末時点の帳票より、地方公営企業法に基づく決算証拠書類として、川崎病院及び井田病院において適切に保存をするように改善しました。

(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

1 1 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務について、次のような事例があったので、総務局が定めた運用基準に沿って行うよう改められたい。

[指摘の要旨]

- (1) 現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に基づかなければならないとされているが、指示書に指示者の印が押印されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指示書の修正を行いました。

今後は運用基準に沿うよう適正な管理に努めます。

(環境局多摩生活環境事業所)

[指摘の要旨]

(2) 現金の出納簿、収入整理簿及び支出整理簿が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項を踏まえ、出納簿等を作成しました。

今後は運用基準に沿うよう適正な管理に努めます。

(環境局生活環境部中原生活環境事業所)

1.2 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図りたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 支払期限内に支払すべきもの

[指摘の要旨]

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、相手方の支払請求日から15日以内に支払いをしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、局内における会計事務研修、通知、課内会議等において、法令に基づき請求日から15日以内に支払するよう、周知徹底を図りました。

今後は適正な事務処理を行います。

(総務局人事部職員厚生課、人材育成センター人材育成課、環境局施設部施設課、同浮島処理センター、同堤根処理センター、同橋処理センター、同王禅寺処理センター)。

(2) 支出事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市病院局契約規程（平成17年病院局規程第39号）に定める代価の支払時期を過ぎて支払が行われていた事例又は納入通知書の納期限を過ぎて支払が行われていた事例

[措置内容]

指摘事項については、今後は、川崎市病院局契約規程に定める支払時期を厳守するように事務処理を徹底するとともに、請求日と支払日付が適正であるように注意して支払事務を行うように努めます。

また、納入期限を過ぎて支払っていた事例では、相手方からの納入通知書の送付が遅れたことによる場合もあるため、相手方に納入通知書を適時送付するよう依頼するとともに、迅速に支払処理を進めることで、再発防止に努めます。

（川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課）

（3）前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

用件終了後7日以内に精算をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）に基づき事務執行することを改めて周知徹底し、今後は適正な事務処理を行います。

（環境局総務部庶務課）

（4）請書を適正に作成させるべきもの

[指摘の要旨]

日付の入っていない請書を徴していた事例

[措置内容]

指摘事項については、請書の修正を行いました。

また、局内において、会計事務研修を実施して適正執行について確認をし、通知によって周知徹底を行いました。

今後は、予算執行に関する事務手続を適正に行うよう、関係職員に更に周知徹底するとともに、複数の職員で確認するチェック体制を強化します。

(環境局施設部浮島処理センター)

(5) 適切な貯蔵品に計上すべきもの

[指摘の要旨]

貯蔵品名鑑に定める分類を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市病院局会計規程別表の貯蔵品名鑑に定められた区分に従って、適正な計上を行うよう各病院の経理担当職員に対し周知徹底を行いました。

その上で、適正な専決事項に基づいて支出事務を行うよう改めました。今後も適正な事務の執行に努めます。

(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

(6) 損害保険関係事務を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

廃棄された動産に保険料を支払っていた事例

[措置内容]

当該動産については、既に廃棄済であることを確認しましたので、建物総合損害共済委託申込承認明細書から抹消するよう、財政局長あて依頼しました。

今後は適正な管理に努めます。

(総務局情報管理部システム管理課、同公文書館)

(7) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 庁舎及び公文書館における境界標が見当たらなかった事例

イ 庁舎の測量図がなかった事例

[措置内容]

第3庁舎及び第4庁舎については、敷地全体について測量図は作成されておらず、分合筆を伴った箇所のみで測量図が存在しているため、平成22年度中に測量業務を委託し、境界の確認及び測量図の作成に取り組みました。

境界の確認については隣地地権者の承諾が必要となることから、敷地全体について、測量図を順次整備していきます。

また、見当たらなかった境界標は、業者測量の際に一部復元をしました。

公文書館については、隣接地の工事施工者と立会いの上、境界標の存在を確認しました。

今後は適正な管理に努めます。

(総務局総務部庁舎管理課、情報管理部公文書館)

(8) 普通財産の貸付事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

提出された普通財産貸付申請書の記載に不備があった事例

[措置内容]

指摘事項については、土地貸付契約書締結の際に借受人から提出された普通財産貸付申請書の記載事項を確認し、未記入事項がないよう申請者に指導しました。

更に、未記入が多かった使用目的欄については、使用目的が容易に記載できる形に様式を改めました。

また、使用目的が申請書の記載どおりであるかどうかの確認のために、現地調査を実施しました。

今後も適正な事務手続と管理に努めます。

(交通局企画管理部経理課)

(9) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 現物は廃棄済みであるが、除却手続を行っていないため、固定資産台帳に登録されていた事例

イ 所在不明となっている事例

ウ 固定資産台帳上に記載されている取得年月日が誤っていた事例

[措置内容]

川崎病院では、指摘事項を受け、固定資産台帳に登録されている全所管課あてに台帳のリストを配布し、固定資産の所在調査を依頼し、現在、回答のあった調査表を取りまとめる作業を行っています。

今後は、台帳登録時の備品シール貼付や廃棄時の廃棄伝票提出の徹底と院内周知、上記の所在調査や新医療器械管理システムの導入準備のための委託調査による結果に基づく台帳修正、固定資産台帳の登録方法の検討等を行い、取組が可能な範囲から改善を進めていきます。

井田病院では、指摘事項に係る固定資産について、既に廃棄しているものは台帳から除却し、取得年月日に誤りがあるものは台帳を訂正しました。

今後は、定期的に台帳と物品との照合・確認作業を実施します。また、新規に台帳を作成する際には、検収日を確認の上で取得日の入力をするよう注意し

ます。

(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

(10) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 現物は廃棄済みであるが、物品不用処分を行っていないため、出納簿に登載されていた事例

イ 保管替えの手続がされていなかった事例

ウ 備品使用票が貼付されていなかった事例

エ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例

オ 使用者が旧使用者のままとなっていた事例

[措置内容]

指摘のあった備品の管理については、適切な事務処理を行いました。今後は適正な備品管理に努めます。

(総務局秘書部秘書課、市民情報室、総務部庶務課、同庁舎管理課、同交流推進課、人事部人事課、同労務課、人材育成センター人材育成課、行財政改革室、環境局地球環境推進室、環境対策部環境対策課、同交通環境対策課、同公害研究所、生活環境部収集計画課、同廃棄物指導課、同川崎生活環境事業所、多摩生活環境事業所、施設部施設課、同処理計画課、同仮称リサイクルパークあさお建設担当、同浮島処理センター、交通局企画管理部庶務課)

(11) 消耗品の調達管理事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例

[措置内容]

総務局においては、平成22年度の全部の切手の出納について、総合財務会計システムによる出納簿での登録を行いました。また、その後の出納についても、総合財務会計システムによる出納簿を利用し、適正に処理を行いました。

環境局においては、薬品及び劇薬の購入及び使用に当たっては、総合財務会計システム上の出納管理（出納手続及び帳簿登載）により川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）に基づいた適正な事務執行を行うよう、具体的な処理方法を示しながら、関係職員に周知徹底を図りました。

今後も適正な管理に努めます。

（総務局市民情報室、環境局施設部浮島処理センター、同堤根処理センター、同橋処理センター、同王禅寺処理センター）

[指摘の要旨]

イ 粗大ごみ処理券について、出納簿と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、データベースに基づき払出等の記録を確認したところ、払出枚数等の集計ミス等により誤った枚数を出納簿に記録してしまったものであると判明したため、出納簿の補正をしました。

再発防止策として、払出1件ごとに出納簿に記載し、これにより払出枚数等の記載誤りを防ぐとともに、定期的に出納簿と現存数の照合を行い、適正な管理に努めています。

（環境局生活環境部収集計画課）

(12) 出納員の任命手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

物品出納員を任命していなかった事例

[措置内容]

物品出納員については、速やかに任命手続を行いました。今後は適正な管理に努めます。

(総務局人事部労務課、同共済課、人材育成センター人材育成課、同健康支援課)

(13) 申請書の受付事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

申請書に受付印が押印されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成23年度受付分から申請書への受付印の押印を徹底しています。今後は適正な管理に努めます。

(環境局環境対策部企画指導課)

23川教庶第745号
平成23年10月31日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市教育委員会委員長 佐々木 武志

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年4月11日付け23川監報第2号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

1 作業学習に伴う収入及び支出を予算に編入すべきもの

[指摘の要旨]

養護学校では、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会における自立を目指して、木工品、工芸品等の製作及び販売を通じた学習（以下「作業学習」という。）を行っている。

しかしながら、作業学習においては、販売に伴う収入及び材料費等の支出の一部しか予算に編入しておらず、また、予算に編入していなかった支出に用途不明なも

のがあった。

作業学習は、特別支援教育の一環として行われているものであり、収入及び支出の全容を明らかにするためにも歳入歳出予算に編入されたい。

[措置内容]

今年度より販売に関する収入及び材料費等の支出に関しては、歳入歳出予算に編入するよう改善しました。

(養護学校)

2 債権管理事務を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

高等学校授業料の滞納者に対する債権管理事務をみたところ、滞納者から授業料等納入確約書の提出があったにもかかわらず、時効の中断がなかったものとして、消滅時効の完成による不納欠損処分を行っていた事例があった。

また、平成21年度及び22年度において滞納者に対する催告を実施していなかった。債権管理事務を適切に行われたい。

[措置内容]

関係職員に対して制度の周知徹底を行うとともに、滞納者に対して電話連絡、文書による催告を行いました。今後は、適正な事務処理を行っていきます。

(商業高等学校)

3 支出事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

支出事務についてみたところ、次のような事例があったので、適正に事務処理を行われたい。

(1) 予算執行伺、契約等の手続を事前に行っていなかったもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされているが、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を行わせ、予算執行伺、契約書、請書等の日付を遡って事務処理を行っていた事例

[措置内容]

指摘事項について、事務を計画的に執行することにより、予算執行伺、契約等の手続を規則に則り適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

（教育委員会事務局総務部庶務課、同学事課、同教育改革推進担当、教育環境整備推進室、学校教育部指導課、同健康教育課、幸区・教育担当、高津区・教育担当、宮前区・教育担当、多摩区・教育担当、総合教育センター総務室、同情報・視聴覚センター、小倉小学校、久地小学校、鷺沼小学校、生田小学校、はるひ野小学校、南河原中学校、塚越中学校、平間中学校、中原中学校、高津中学校、平中学校、犬蔵中学校、中野島中学校、川崎高等学校、商業高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校、聾学校、養護学校、田島養護学校）

(2) 一括発注とすべきところ分割発注していたもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第4条及び川崎市事務決裁規程第5条によると、定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされているが、物品等について一括発注とすべきところ、所管する部署での契約となるよう分割して起案していた事例

[措置内容]

指摘事項について、物品等の在庫を適宜確認し、発注を計画的に行うことによ

り、定められた限度額を超える契約については規則に則り適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

(教育委員会事務局総務部庶務課、同学事課、同教育改革推進担当、学校教育一部指導課、同健康教育課、幸区・教育担当、総合教育センター情報・視聴覚センター、渡田小学校、西御幸小学校、荻宿小学校、中原小学校、坂戸小学校、久地小学校、菅生小学校、臨港中学校、京町中学校、南河原中学校、塚越中学校、中原中学校、高津中学校、東高津中学校、平中学校、犬蔵中学校、中野島中学校、川崎高等学校、商業高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校、養護学校、田島養護学校)

4 実績報告書の内容を適正に審査すべきもの

[指摘の要旨]

平成21年度川崎市学校給食会補助金の実績報告書をみたところ、交付申請書において交付決定額の積算基礎となった給食会の事業活動支出及び事業活動収入の実績額が記載されていなかったにもかかわらず、当初交付決定した金額のまま補助金の額の確定を行っていた。このため、交付申請書に基づき実績報告書を検証してみたところ、補助金に残額が生じていた。

補助金の額の確定に当たっては、適正な実績報告書を提出させ、審査を厳格に行うとともに、交付条件に基づき適正に精算手続を行われたい。

なお、財団法人川崎市学校給食会補助金交付要綱の見直しの検討と、給食会に対して公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針に基づく適正な会計処理を行うよう指導されたい。

[措置内容]

補助金の実績報告書については、補助金の額の確定が適切に行えるよう平成22年度から補助事業全体の実績額を記載する様式に改めるとともに、審査を適切に行

い、補助金の額の確定及び精算手続を適正に実施しました。また、指摘のありました平成21年度補助金の過払分につきましては、返還を受けました。

なお、要綱の見直しにつきましては、内容について検討を行っており、平成23年度中に改正する予定です。また、給食会の会計処理につきましては、発生主義に改めさせるなど適正な会計処理を行うよう指導しました。

(教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

5 補助金の額の確定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

平成21年度における学校保健会事業活動補助金の額の確定及び精算手続についてみたところ、戻入額が過少となっていた。

補助金の額の確定及び精算手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、過少となっていた補助金の戻入額については追加戻入を行いました。今後は補助金の確定及び精算手続を適正に行います。

(教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

6 前渡金の精算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

郵送料の支出のために交付された前渡金についてみたところ、精算残金が生じたにもかかわらず、戻入を行うことなく交付の目的と相違する切手の購入をしていた事例があった。

前渡金精算を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、前渡金に精算残金があるときは、川崎市金銭会計規則に基づ

き、直ちに指定金融機関等に払い込むこととし、前渡金の精算を適正に行います。

(教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

7 学校交際費の支出を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

学校交際費の執行伺等をみたところ、学校交際費執行要領及び支出事例集に鑑み支出が不適切とされる事例があったので、学校交際費を適正に支出されたい。

[措置内容]

指摘事項については支出した交際費を戻入するなど、是正をしました。今後は適正に学校交際費の支出処理を行うよう関係職員に周知しました。

(東小田小学校、向小学校、日吉小学校、玉川小学校、大戸小学校、新城小学校、高津小学校、久末小学校、野川小学校、西野川小学校、南野川小学校、向丘小学校、生田小学校、千代ヶ丘小学校、金程小学校、西高津中学校、野川中学校、金程中学校)

8 委託業務を適正に履行させるとともに履行状況を適正に確認すべきもの

[指摘の要旨]

総合教育センター等の総合管理業務委託の実施状況をみたところ、年間計画書に定める期日に実施されていない業務や、受託者から実施報告書が提出されていない業務があった。また、仕様書と年間計画書において実施時期等が一致しない業務があった。

総合管理業務を適正に履行させるとともに、実施報告書により業務の履行状況を適正に確認されたい。

[措置内容]

受託者と連絡調整を行うことにより、年間計画書の定める期日に業務を実施させ

ることとしました。また、実施報告書については、提出漏れがないように受託者に指導するとともに、これまで実施報告書がなかった業務については提出させることとしました。さらに、仕様書と年間計画書の実施時期等は一致させました。

(総合教育センター総務室)

9 競争入札の実施を検討すべきもの

[指摘の要旨]

視聴覚機材・教材集配業務委託契約は、3年に1度指名競争入札を行った後、その後2年間は当該入札の落札業者と随意契約を締結しているものである。

この随意契約の理由についてみたところ、集配の安全性を期するために落札業者に用意させているアルミボックスの製作に要する費用が大きく、経費の算定上複数年を前提としているためとのことであったが、運搬する教材は個別のケースに収納されていることやその集配方法等に鑑みると、他の方法によってもアルミボックスと同程度の安全性を確保しうるものであることから、アルミボックスを用意させる必要性を再検討し、毎年度競争入札が可能となるように契約内容を見直されたい。

[措置内容]

受託業者に対して、教材を安全に運搬しうる方法を一任するものとししました。平成23年度については入札公告の期間の確保ができなかったため、指名競争入札により契約を締結しましたが、来年度以降は毎年度一般競争入札により契約を締結していきます。

(総合教育センター情報・視聴覚センター)

10 教育財産の管理及び通勤手当の認定を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎高等学校を現地調査したところ、教職員が通勤用の自動車を校地に駐車して

いる事例があった。同校では、教職員がやむを得ない理由により校地に駐車するときは、申請書を提出し、学校長の許可を受けることとされているが、当該自動車は許可を受けておらず、校地の管理が不十分な状況であった。

また、交通機関による通勤届を申請しているにもかかわらず、自動車等により通勤を行っていた事例があった。

教育委員会においては、教育財産を適切に管理するとともに、通勤届を実態に合わせて適切に届け出るよう指導の徹底を図りたい。

[措置内容]

指摘事項については、直ちに全職員の通勤届と実態を改めて確認するとともに教職員に対して届出どおりの通勤方法をとるよう指示し、高校校長会長から各学校長に敷地内駐車や届出によらない通勤を行わないよう指導しました。また、やむを得ない理由により校地に車両を駐車する際の手続を徹底しました。

さらに、通勤方法の変更に伴う通勤手当の過払分については、戻入しました。

今後は、管理職研修、新任職員説明会、給与関係諸手続の通知等で、通勤届を実態に合わせて適切に届け出るよう指導の徹底を図ります。

(川崎高等学校)

11 毒劇物の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

保管庫に毒物、劇物等の表示をしていない事例及び管理簿等の作成がなく毒劇物が適正に使用されたかどうかの確認が行われていない事例があった。毒物及び劇物の管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、毒劇物の適切な表示及び管理簿等による管理を行っています。今後は毒劇物の適正な管理に努めます。

(川崎高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校)

12 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務について見たところ、次のような事例があったので、総務局が定めた基準である各種団体の会計業務に関する運用（以下「運用基準」という。）に沿って行うよう改められたい。

- (1) 運用基準第5条で作成しなければならないとされている現金の出納簿、収入整理簿及び支出整理簿が作成されていなかった事例
- (2) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている局長による検査が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、総務部庶務課が中心となり各種団体の会計業務を行っている局内全体の状況を調査しました。現金の出納簿、収入整理簿及び支出整理簿については、帳簿の整備状況や記載内容、帳票間の整合性等について、確認作業を進めており、事務改善に向けた取組みを行っております。また、局長による検査については、要綱等の整備により必要な検査体制等について平成23年度末までに確立してまいります。

(教育委員会事務局学校教育部指導課、同健康教育課)

13 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあったので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 公衆電話料金の収納を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

電話料金納付金について1箇月以内分を当該期間の末日の翌日までに収納していなかった事例

[措置内容]

毎月定められた期日までに収納するよう改善しました。今後も引き続き適正な執行に努めます。

(総合教育センター総務室)

(2) 領収書の取扱いを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

領収書の金額を訂正していた事例又は領収書に金銭取扱印を押すべきところ受付印を押していた事例

[措置内容]

指摘事項について、今後は適正に領収書の取扱いを行うよう関係職員に周知しました。

(商業高等学校、橘高等学校)

(3) 支払期限内に支払すべきもの

[指摘の要旨]

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、相手方の支払請求日から15日以内に支払いをしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、今後は関係法令に沿った適正な執行を行うよう関係職員に

周知しました。

(教育委員会事務局学校教育部指導課、同健康教育課、総合教育センター総務室)

(4) 時間外勤務手当及び旅費の支給事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 勤務時間の誤入力により支給額に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項について、追加支給及び戻入を行いました。今後は、関係法令等に沿った処理を行うよう関係職員に周知しました。

(教育委員会事務局総務部学事課、川崎総合科学高等学校)

[指摘の要旨]

イ 時間外勤務命令に係る決裁が当該月の月末に一括して行われていた事例

[措置内容]

時間外勤務命令に係る決裁を適正に行うよう関係職員に周知しました。

(総合教育センターカリキュラムセンター、同教育相談センター、同情報・視聴覚センター、同特別支援センター)

(5) 公金の事務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

預金により生じた利子を指定金融機関等に払い込んでいなかった事例

[措置内容]

当該利子については、指定金融機関に払い込みました。今後は、関係法令等に沿った処理を行うよう関係職員に周知しました。

(聾学校、田島養護学校)

(6) 学校交際費事務を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

執行伺いによる意思決定を得ないまま預金口座から現金を払い戻していた事例及び立替払いを行っていた事例

[措置内容]

学校交際費の執行に際しては、事前に執行伺を提出し、学校長の決裁を受け、預金口座から払戻しを受けるよう改めました。

また、適正な学校交際費事務に関する説明を担当職員に対して行い、周知徹底しました。

(田島養護学校)

(7) 損害保険関係事務を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

廃棄された動産に保険料を支払っていた事例又は保険の付保について財政局長と協議せず無保険となっていた事例

[措置内容]

廃棄された動産で保険が付保されていたものについては、一部を除いて保険の解約手続を行いました。無保険であった動産については、平成23年度中を目途に財政局長と協議の上、保険の加入手続を進めています。

(商業高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、聾学校)

(8) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 総合教育センター及び学校における境界標が見当たらなかった事例

[措置内容]

一校については、境界標の復元を行いました。他については、平成23年度学校敷地境界査定測量委託に基づき復元を行うとともに、来年度以降対応していきます。

(教育委員会事務局教育環境整備推進室、総合教育センター総務室)

[指摘の要旨]

イ 学校の測量図がなかった事例

[措置内容]

来年度以降、予算要求の状況を踏まえ測量図を備えていきます。

(教育委員会事務局教育環境整備推進室)

[指摘の要旨]

ウ 学校の敷地にカーブミラー、看板、信号機等が使用許可なく設置されていた事例

[措置内容]

指摘事項について、一部、使用許可を行いました。引き続き今年度中に使用許可、撤去等を行い、教育財産の適正な管理に努めます。

(教育委員会事務局教育環境整備推進室)

(9) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

イ 重要物品について二重に登載していた事例

ウ 現物は廃棄済みであるが、物品不用処分を行っていないため、出納簿に登載

されていた事例

- エ 所在不明となっている事例
- オ 保管替の手続がされていなかった事例
- カ 備品使用票が貼付されていなかった事例
- キ 備品登録を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について是正しました。今後は、適正に処理を行うよう関係職員に周知しました。

(教育委員会事務局総務部庶務課、同企画課、同学事課、教育環境整備推進室、学校教育部指導課、同健康教育課、総合教育センター総務室、大師中学校、南河原中学校、住吉中学校、高津中学校、犬蔵中学校、川崎高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校)

(10) 消耗品の調達管理事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

- ア 総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例
- イ 薬品について、出納簿と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘事項について是正しました。今後は、適正に処理を行うよう関係職員に周知しました。

(教育委員会事務局総務部庶務課、東門前小学校、はるひ野小学校、塚越中学校、有馬中学校、川崎高等学校)

(11) 出納員の任命手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

物品出納員を任命していなかった事例

[措置内容]

川崎市物品会計規則に基づき、物品出納員の任命手続を適正に行いました。

(教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

23川監第472号

平成23年7月14日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 東 正則 様

同 石川 建二 様

川崎市代表監査委員 松川 欣起

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年4月11日付け23川監報第2号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

1 時間外勤務手当及び旅費の支給事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

週休日の時間外勤務に対し休憩時間分を除外せずに時間外勤務手当を支給していた事例
及び旅費支給対象外である健康診断等に対し交通費を支給していた事例

[措置の内容]

指摘のありました時間外勤務手当及び旅費については、関係職員に対して納入を指示し、後日、納入されたことを確認しました。今後は、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

(監査事務局行政監査課)

2 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

備品登録を行っていなかった事例

[措置の内容]

指摘のありました備品の管理につきましては、備品の状況を確認の上、備品整理簿への記載を行いました。今後は、適正な備品管理に努めていきます。

(監査事務局行政監査課)

23川人委調第316号
平成23年10月20日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市人事委員会委員長 金作 幸男

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年4月11日付け23川監報第2号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

1 備品管理を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

- (1) 現物は廃棄済みであるが、物品不用処分を行っていないため、出納簿に記載されていた事例
- (2) 現行の備品票の貼付を行うべき事例

【措置の内容】

指摘のありました備品につきましては、川崎市物品会計規則に基づき不用の決定及び処分の決定を行うとともに、備品票を貼付しました。今後は、適正な備品管理に努めます。

（人事委員会事務局調査課）